

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 27日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

提出者

住 所 茨城県神栖市砂山19番
氏 名 株式会社ニチノーサービス
鹿島事業所長 坂尾 茂幸

電話番号 0479-46-3535

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	株式会社ニチノーサービス鹿島事業所
事 業 場 の 所 在 地	茨城県神栖市砂山19
計 画 期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事 業 の 種 類	製造業 化学工業 農薬製造業
②事 業 の 規 模	16億7500万円
③従 業 員 数	53名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙工程図の通り

(日本工業規格



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排 出 量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	実施なし。		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
(今後実施する予定の取組)			
② 計画	実施予定なし。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特管廃油、特定有害廃油、特定有害廃アルカリ
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 実施予定なし。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類	—	—
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量			— t	— t
(これまでに実施した取組) 実施なし。				
② 計画		【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類		特定有害廃油	—	—
自ら再生利用を行 う 特別管理産業廃棄物の量			— t	— t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（有害）	—
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量			— t	— t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		1208.1 t		— t
(これまでに実施した取組) 廃アルカリ（有害）の自社燃焼処理。				
② 計画		【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類		廃アルカリ（有害）	—	—
自ら熱回収を行 う 特別管理産業廃棄物の量			— t	— t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		180 t		— t
(今後実施する予定の取組) 廃アルカリ（有害）の自社燃焼処理。				

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—t	—t
(これまでに実施した取組) 実施なし。			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—t	—t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—t
	全処理委託量	—t	—t
	優良認定処理業者への処理委託量	—t	t
	再生利用業者への処理委託量	—t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	—t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—t	t
(これまでに実施した取組) 実施なし。			

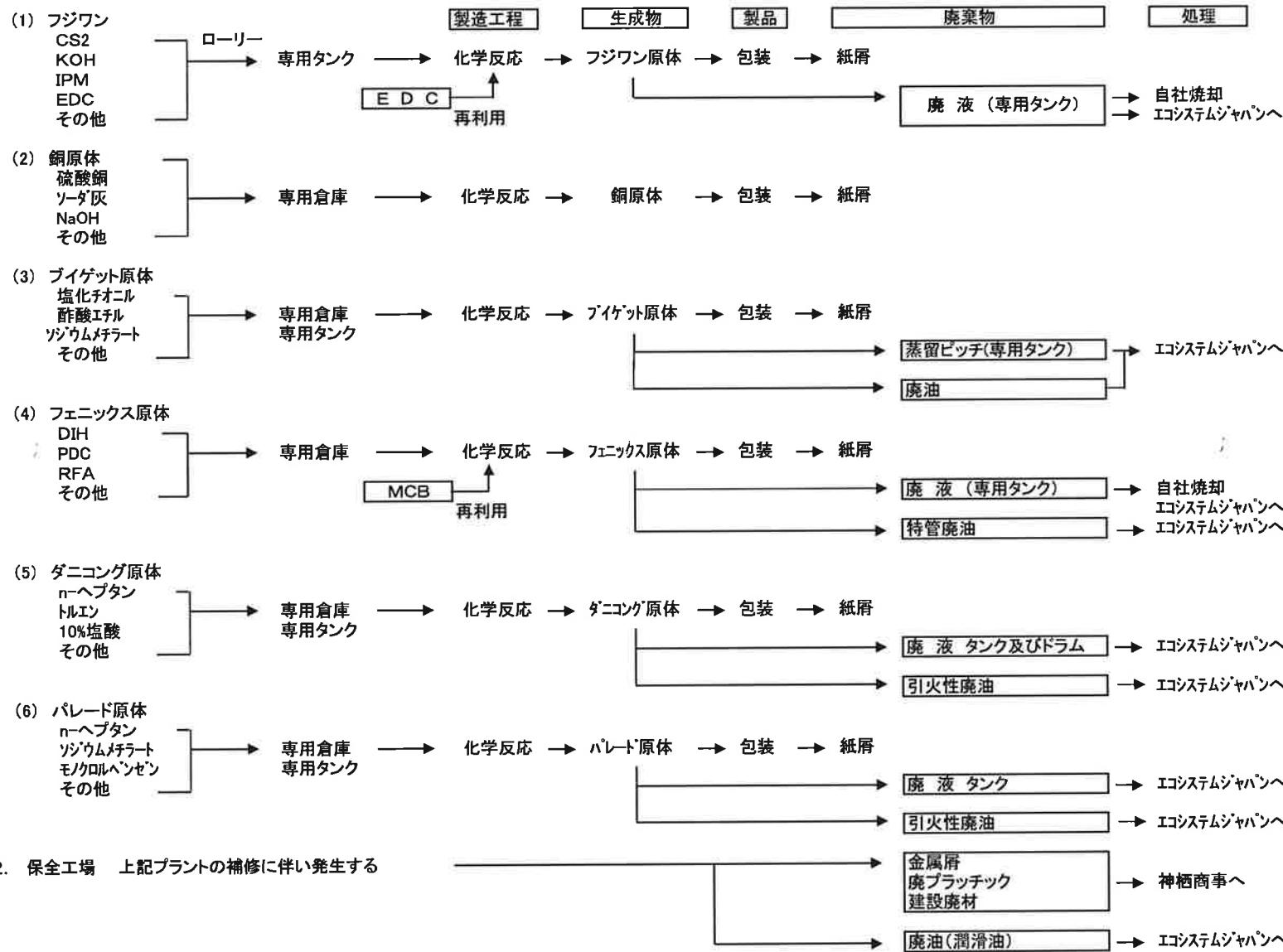
(第5面)

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—		
	全処理委託量	— t	— t		
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t		
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t		
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t		
(今後実施する予定の取組)					
① に加え、下記の取り組みを実施予定 • 可能な限り優良認定処理業者から選定する。 • 電子マニフェスト導入の為、電子マニフェスト対応可能な 処理業者から選定する。 • 委託先業者には定期的に現地確認を実施する。					
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1358.4 t			
(今後実施する予定の取組等) 実施予定なし。					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

1. 合成プラント



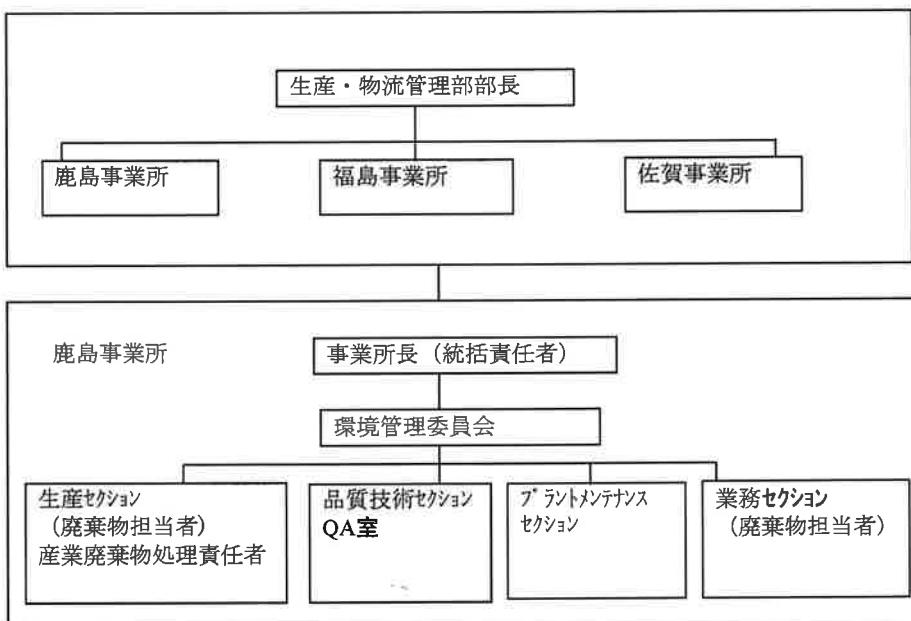
尚、上記工程から排水も生じるが、処理後、2次排水(深芝下水道)へ放流している。

産業廃棄物処理に関する管理体制

別紙

統括責任者	所 属: (株)ニチノーサービス鹿島事業所 事業所長: 坂尾 茂幸
産廃担当者	組織名: 鹿島事業所 生産セクション 業務セクション 産廃担当各1名
役割	○産業廃棄物を適正に処理するための基本的方針の策定 ○産業廃棄物の減量化対策、再資源化対策の総合的検討 ・委員長 - 事業所長 ・委員 - 関連部署チーフ他 ・事務局 - プラントメンテナンスセクション
	○鹿島事業所における当該廃棄物の処理業務を適切に遂行させるための統括業務 ○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○工場内の廃棄物発生量の把握管理 ○産業廃棄物処理施設の運転、維持管理状況の把握 ○処理業者、再処理業者の調査、折衝、選定及び査察 ○各委託契約の締結及び契約事項の管理 ○産業廃棄物管理票の交付、管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○従業員、関連会社に対する教育、啓蒙 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織図



特別管理廃棄物の排出の抑制に関する事項
特別管理廃棄物の処理委託に関する事項

別紙

前年度(令和5年度)実績

種類	数量		
	発生	中間処理	委託
	t	t	t
特管廃油	83.8	0	83.8
特定有害廃油	0.7	0	0.7
特定有害特管廃油	63.4	0	63.4
廃アルカリ(特定有害)	1,208.1	1,208.1	0.0
強アルカリ(pH12.5以上)	0.0	0	0.0
強酸(pH 2以下)	0.00	0	0.00
汚泥(有害)	2.42	0	2.42
合計	1,358.4	1,208.1	150.3

特別管理廃棄物の排出の抑制に関する事項
特別管理廃棄物の処理委託に関する事項

別紙

目標(令和6年度)

種類	数量		
	発生	中間処理	委託
	t	t	t
特管廃油	126.7	0	126.7
特定有害廃油	0.0	0	0.0
特定有害特管廃油	2.0	0	2.0
廃アルカリ(特定有害)	180.0	180	0.0
強アルカリ(pH12.5以上)	0.0	0	0.0
強酸(pH 2以下)	0.0	0	0.0
汚泥(有害)	0.0	0	0.0
合計	308.7	180	128.7